

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 登録申請者、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。）<u>重要な使用者及び貸金業務取扱主任者の婚姻前の氏名を当該登録申請者、役員、重要な使用者及び貸金業務取扱主任者の氏名に併せて登録申請書に</u></p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 登録申請者、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。）<u>及び重要な使用者の婚姻前の氏名を当該登録申請者、役員及び重要な使用者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が</u></p>

記載した場合において、前号に掲げる書類が当該登録申請者、役員、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

〔三〇十七 略〕

(証明書の様式等)

第十条の九 法第十二条の四第一項に規定する証明書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真が貼り付けられたものとする。

一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合（次号に該当する場合を除く。）

イ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

〔ロ・ハ 略〕

二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合（貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。）

イ 貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

ロ 当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び当該委託された者が貸金業者である場合にあってはその登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

当該登録申請者、役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

〔三〇十七 同上〕

(証明書の様式等)

第十条の九 法第十二条の四第一項に規定する証明書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がはり付けられたものとする。

一 〔同上〕

イ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号（登録番号の括弧書きについては省略することができる。）

〔ロ・ハ 同上〕

二 〔同上〕

イ 貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号（登録番号の括弧書きについては省略することができる。）

ロ 当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び当該委託された者が貸金業者である場合にあってはその登録番号（登録番号の括弧書きについては省略することができる。）

〔ハ〕ホ 略〕

〔2・3 略〕

(契約締結前の書面の交付)

第十二条の二 法第十六条の二第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
次に掲げる事項

イ 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

〔ロ〕ヌ 略〕

〔二〕四 略〕

2 法第十六条の二第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
次に掲げる事項

イ 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

〔ロ〕ヌ 略〕

〔二〕四 略〕

〔3・4 略〕

〔ハ〕ホ 同上〕

〔2・3 同上〕

(契約締結前の書面の交付)

第十二条の二 〔同上〕

- 一 〔同上〕

イ 貸金業者の登録番号

〔ロ〕ヌ 同上〕

〔二〕四 同上〕

2 〔同上〕

- 一 〔同上〕

イ 貸金業者の登録番号

〔ロ〕ヌ 同上〕

〔二〕四 同上〕

〔3・4 同上〕

<p>3 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次</p>	<p>5 法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）</p> <p>〔四〓十四 略〕</p> <p>〔六〓八 略〕</p> <p>（契約締結時の書面の交付）</p> <p>第十三条 法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）</p> <p>次に掲げる事項</p> <p>イ 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、登録番号の記載を省略することができる。）</p> <p>〔ロ〓ン 略〕</p> <p>〔二〓四 略〕</p>
<p>3 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次</p>	<p>5 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 貸金業者の登録番号</p> <p>〔四〓十四 同上〕</p> <p>〔六〓八 同上〕</p> <p>（契約締結時の書面の交付）</p> <p>第十三条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>イ 貸金業者の登録番号（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）</p> <p>〔ロ〓ン 同上〕</p> <p>〔二〓四 同上〕</p> <p>〔同上〕</p>

の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
次に掲げる事項

イ 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

「ロ」 略

「二」 四 略

「4」 18 略

（受取証書の交付）

第十五条 法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一 「略」

二 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

「三」 五 略

「2」 6 略

（役員を選任又は解任の認可の申請）

第二十六条の三十九 「略」

2 前項の場合において、選任の認可を申請しようとするときは、次

一 「同上」

イ 貸金業者の登録番号

「ロ」 同上

「二」 四 同上

「4」 18 同上

（受取証書の交付）

第十五条 「同上」

一 「同上」

二 貸金業者の登録番号

「三」 五 同上

「2」 6 同上

（役員を選任又は解任の認可の申請）

第二十六条の三十九 「同上」

2 「同上」

に掲げる書類を添付しなければならない。

「一・二 略」

三 当該選任に係る者の婚姻前の氏名を当該選任に係る者の氏名に併せて前項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該選任に係る者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 略

(貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項等)

第二十六条の五十一 法第二十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

三 貸金業者の業務に従事する者にあつては、当該貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)

四 略

2 略

(主任者登録の申請)

第二十六条の五十二 略

「2・3 略」

4 金融庁長官は、主任者登録を受けようとする者に係る本人確認情報(住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の

「一・二 同上」

「号を加える。」

三 同上

(貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項等)

第二十六条の五十一 同上

「一・二 同上」

三 貸金業者の業務に従事する者にあつては、当該貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号

四 同上

2 同上

(主任者登録の申請)

第二十六条の五十二 同上

「2・3 同上」

4 金融庁長官は、主任者登録を受けようとする者に係る本人確認情報(住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の

うち同法第七条第八号の二に規定する個人番号以外のものをいう。
（）について、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、次に掲げる書類を提出させることができる。

- 一 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 二 婚姻前の氏名を、氏名に併せて第一項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

5 「略」

（登録講習機関の登録等の申請）

第二十六条の六十 法第二十四条の三十六第一項の登録又は法第二十四条の三十九第一項の登録の更新（以下この条において「登録等」という。）を受けようとする者は、別紙様式第十五号による申請書（第二号ハ及び第二十六条の六十二において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 略歴を記載した書類
 - ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないこと

うち同法第七条第八号の二に規定する個人番号以外のものをいう。
（）について、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

- 「号を加える。」
- 「号を加える。」

5 「同上」

（登録講習機関の登録等の申請）

第二十六条の六十 法第二十四条の三十六第一項の登録又は法第二十四条の三十九第一項の登録の更新（以下この条において「登録等」という。）を受けようとする者は、別紙様式第十五号による申請書（第二十六条の六十二において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

きは、当該婚姻前の氏名を証する書面

〔三〇六 略〕

(指定申請の添付書類)

第三十条 法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 加入貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号を記載した書面(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)

〔二〇十一 略〕

(業務の一部委託の承認申請)

第三十条の六 〔略〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

〔一〇十 略〕

- 十一 受託者の役員の婚姻前の氏名を当該受託者の役員の氏名に併せて第九号の書面に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該受託者の役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

〔二〇十四 略〕

(日本産業規格 A 4)

〔三〇六 同上〕

(指定申請の添付書類)

第三十条 〔同上〕

- 一 加入貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号を記載した書面

〔二〇十一 同上〕

(業務の一部委託の承認申請)

第三十条の六 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇十 同上〕

〔号を加える。〕

〔二〇十三 同上〕

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第1号（第1条の5関係）

[（第1面）～（第3面） 略]
（第4面）

10 営業所等の名称及び所在地

[表略]

（記載上の注意）

[1・2 略]

3 「貸金業務取扱主任者の氏名」は、施行規則第10条の8に定めるところにより各営業所等に設置した貸金業務取扱主任者を記載すること。婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「貸金業務取扱主任者の氏名」に括弧書で併記することができる。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店（当該代理店が貸金業者である場合に限る。）については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を設置することができる。

[4・5 略]

[（第5面）～（第9面） 略]

（日本産業規格A4）

別紙様式第10号（第26条の51関係）

貸金業務取扱主任者登録簿

登録番号

登録年月日

[(1)～(6) 略]

別紙様式第1号（第1条の5関係）

[（第1面）～（第3面） 同左]
（第4面）

10 [同左]

[同左]

（記載上の注意）

[1・2 同左]

3 「貸金業務取扱主任者の氏名」は、施行規則第10条の8に定めるところにより各営業所等に設置した貸金業務取扱主任者を記載すること。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店（当該代理店が貸金業者である場合に限る。）については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を設置することができる。

[4・5 同左]

[（第5面）～（第9面） 同左]

（日本産業規格A4）

別紙様式第10号（第26条の51関係）

貸金業務取扱主任者登録簿

登録番号

登録年月日

[(1)～(6) 同左]

財務（支）局長

（ ）第 号

知事

（記載上の注意）

- 1 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」に括弧書で併記することができる。
- 2 貸金業者の登録番号のうち、括弧書については、記載を省略することができる。

（日本産業規格 A 4）

別紙様式第11号（第26条の52関係）

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

氏名 ④

貸金業務取扱主任者登録申請書

私は、貸金業務取扱者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の52の規定により申請します。

[図略]

[表略]

（記載上の注意）

財務（支）局長

（ ）第 号

知事

[加える。]

（日本産業規格 A 4）

別紙様式第11号（第26条の52関係）

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

氏名 ④

貸金業務取扱主任者登録申請書

私は、貸金業務取扱者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の52の規定により申請します。

[同左]

[同左]

（記載上の注意）

1 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄及び表中「氏名」欄に括弧書で併記することができる。

2～5 [略]

(日本産業規格A4)

別紙様式第13号(第26条の54関係)

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

氏 名 (印)

年 月 日生

住 所

登録番号 ()

登録年月日 年 月 日

登録変更申請書

貸金業法第24条の25第4項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので申請します。

[表略]

(記載上の注意)

法第24条の26第1項の登録申請書又は法第24条の28の規定に

[加える。]

1～4 [同左]

(日本産業規格A4)

別紙様式第13号(第26条の54関係)

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

氏 名 (印)

年 月 日生

住 所

登録番号 ()

登録年月日 年 月 日

登録変更申請書

貸金業法第24条の25第4項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので申請します。

[同左]

[加える。]

よる申請書に婚姻前の氏名を併せて記載した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を申請するまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併記し、又は当該氏名のみを記載することができる。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第14号 (第26条の55関係)

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

届出者 住 所

氏 名

㊞

貸金業務取扱主任者死亡等届出書

貸金業務取扱主任者について、貸金業法第24条の29の規定により、次のとおり届け出ます。

[表略]

(記載上の注意)

1 法第24条の26第1項の登録申請書又は法第24条の28の規定による申請書に婚姻前の氏名を併せて記載した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を申請するまでの間、「氏名」の欄及び「貸金業法第24条の26第3項の登録を受けている者の氏名」の欄に当該氏名を括弧書で併記

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第14号 (第26条の55関係)

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

届出者 住 所

氏 名

㊞

貸金業務取扱主任者死亡等届出書

貸金業務取扱主任者について、貸金業法第24条の29の規定により、次のとおり届け出ます。

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2・3 [略]

(日本産業規格A4)

別紙様式第15号 (第26条の60関係)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 ⑩

登録講習機関登録申請書

この申請書により、貸金業法の { 第24条の36第1項の登録
第24条の39第1項の登録の更新 }

を申請します。

[表略]

備考

[1・2 略]

(記載上の注意)

婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は商号若しくは名称」欄及び「法人である場合の代表者の氏名」欄に括弧書で併記することができる。

(日本産業規格A4)

別紙様式第17号 (第26条の71関係)

年 月 日

1・2 [同左]

(日本産業規格A4)

別紙様式第15号 (第26条の60関係)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 ⑩

登録講習機関登録申請書

この申請書により、貸金業法の { 第24条の36第1項の登録
第24条の39第1項の登録の更新 }

を申請します。

[同左]

備考

[1・2 同左]

[加える。]

(日本産業規格A4)

別紙様式第17号 (第26条の71関係)

年 月 日

金融庁長官 殿

氏名 ⑨

貸金業務取扱主任者講習受講申込書

私は、貸金業務取扱主任者講習を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の71の規定により申し込みます。

[図略]

[表略]

(記載上の注意)

1 法第24条の26第1項の登録申請書又は法第24条の28の規定による申請書に婚姻前の氏名を併せて記載した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を申請するまでの間、「氏名」欄及び表中「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併記し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2・3 [略]

金融庁長官 殿

氏名 ⑨

貸金業務取扱主任者講習受講申込書

私は、貸金業務取扱主任者講習を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の71の規定により申し込みます。

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

1・2 [同左]

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。